

はじめに

取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくありません。また、自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい、享受できないこととなると、業務効率化への意欲を損ねることになります。こうしたことは、社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながります。

以下では、親事業者が下請事業者に対して行う行為が下請法に違反することになり得る想定例を示します。また、これらの行為は優越的地位の濫用として独占禁止法に違反する場合があります。

なお、具体的な行為が違反となるかどうかは、法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることに留意する必要があります。

主な想定例**1 買ったたき****【短納期発注による買ったたき】**

短納期発注を行い、取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常発注の単価と同一単価を一方向的に定めた。

【業務効率化の果実の摘み取り】

社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

【多頻度配送による買ったたき】

配送頻度の変更を指示したため、取引の相手方の作業量が増加し、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常発注の単価と同一単価を一方向的に定めた。

2 減額**【付加価値の不払】**

書面であらかじめ定めていた短納期発注に対する「特急料金」を上乗せして請求を行ったところ、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

【不当なペナルティ】

自己都合により設計変更をしたにもかかわらず、納期延長を認めなかったため、取引の相手方に休日勤務を強いたが、結果として納期に間に合わなかったことを理由にペナルティの額を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

主な想定例**3 不当な給付内容の変更、やり直し****【あいまいな発注】**

仕様の明確化を求められたにもかかわらず、正当な理由なく不明確にしたままに作業を行わせ、その後、商品の納入を受ける際に、発注内容と異なるとしてやり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために特別の体制による作業を余儀なくされ、他の業務に支障が生じた。

【直前キャンセル】

ある荷主の集荷のために、毎週特定の曜日にトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、その当日になって一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

4 受領拒否**【一方的な納期短縮】**

あらかじめ合意した納期を、一方的に短く変更し、取引の相手方に長時間勤務を強いたが、結果として納期に間に合わなかったことを理由に商品の受領を拒否した。

5 不当な経済上の利益の提供要請**【働き方改革に向けた取組のしわ寄せ】**

商品発注のために必要なデータを自社システムへ入力する作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

【契約外行為の要求】

契約上、取引の相手方が自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、取引の相手方に対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させた。

下請法関係のパンフレットは
下記ウェブサイトに掲載

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

講習用動画を公開中
(公正取引委員会ウェブサイト)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

事例集の全体版はこちらに掲載

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180531jirei.html>

○ 減額

食料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社 **A社**（本社長野県）は、自社の各店舗向け商品を自社の物流センターに集め、自社で仕分け作業を行っていたが、当該仕分け作業を外部委託することとしたことに伴い、当該委託費用等に充てる目的で、下請事業者に対し、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。

このような行為は、下請法が禁止する下請代金の減額に該当するとともに、親事業者の働き方改革の取組を下請事業者にしわ寄せするものである。

○ 買ったたき

運送業務を下請事業者に委託している運送会社 **B社**（本社東京都）は、下請事業者に対し、委託する附帯作業（荷積み、荷卸し、養生、横持作業(注)等）の内容を明らかにせず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま委託を行い、また、当該附帯作業を行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたき及び不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

（注）「横持作業」とは、荷物をトラックなどの駐停車可能な場所から目的の場所まで運ぶ作業のことである。

自動車部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社 **C社**（本社山形県）は、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮し、下請事業者が休日出勤し納品することとなったにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

釣具部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社 **D社**（本社東京都）は、自社の都合で、見積時点で予定していた製造期間よりも大幅に短い納期設定で発注したにもかかわらず、下請事業者と十分に協議せず、当初の見積単価を見直さないまま発注していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

ビル清掃を下請事業者に委託しているビルメンテナンス会社 **E社**（本社東京都）は、原価に占める人件費の割合が高い業務について、最低賃金の額が引き上げられている情勢を顧みず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま10年以上にわたって従前の額に据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

雑誌に掲載する原稿、イラスト、写真等の制作を下請事業者に委託している出版社 **F社**（本社東京都）は、原価に占める人件費の割合が高い業務の委託単価について、人件費が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わないまま、長期間、従前の額に据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○ 不当な経済上の利益の提供要請

日用品等の製造を下請事業者に委託している小売業者 **G社**（本社埼玉県）は、下請事業者に対し、自社の店舗における商品の陳列等の作業を行わせるため、従業員等を派遣するよう要請し、無償で当該作業を行わせていた。当該作業は、休日に行うことや8時間を超える長時間に及ぶこともあったことから、下請事業者は休日勤務や残業による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

運送業務を下請事業者に委託している運送会社 **H社**（本社東京都）は、下請事業者が指定された時刻に指定場所に到着したものの、下請事業者の責めに帰すべき理由なく待機を余儀なくさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

包装資材の製造を下請事業者に委託している製造会社 **I社**（本社北海道）は、下請事業者が発注するに当たり、発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず、納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして製造のやり直しをさせた。その結果、下請事業者は追加の業務を行うこととなり、そのための作業時間が追加で発生することとなった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

食料品の包装材の製造を下請事業者に委託している食料品卸売業者 **J社**（本社東京都）は、発注数量を急ぎ増加し、下請事業者の従業員に長時間労働をさせることで対応させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。